

令和2年5月13日

保護者 様

福岡市立箱崎中学校
校長 池田 昌弘

就学援助の申請期間延長のお知らせ

日頃より、本校の教育にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、市教育委員会から就学援助の申請期間延長についてお知らせがありましたのでご連絡いたします。

(市教育委員会 通知)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休業期間の延長に伴い、令和2年度就学援助制度の申請期間を延長いたします。

これまで、市・県民税額の証明書以外（児童扶養手当証書など）で申請する場合、5月末までのご申請で4月分から認定としておりましたが、6月末までのご申請で4月分から認定することといたしました。

記

1 変更内容

(変更前) 5月29日(金)までの申請→4月分から認定・支給
6月以降→申請月から認定・支給

(変更後) 6月30日(火)までの申請→4月分から認定・支給
7月以降→申請月から認定・支給

2 留意点

○なお、平成31年度の市・県民税額の証明書で申請する場合は、6月末までのご申請で4月分から認定いたします。

○ただし、令和2年度の市・県民税額の証明書で申請する場合は、8月末までのご申請で4月分から認定いたします。

3 その他

○就学援助の最新情報につきましては、福岡市HP（検索ワード『福岡市 就学援助』）をご参照ください。